

和泉市立横山小学校 いじめ防止基本方針

和泉市立横山小学校

令和4年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

「いじめ」は、人としての生きる尊厳を踏みにじる著しい人権侵害事象であり、どの児童にも、どの学級においても起こりうる事象として捉え、各学級や学年においては、人権教育の推進の元、「未然防止」に全力で取り組むと共に、定期的な教育相談やアンケートの実施等での「早期発見」と、「いじめ対策児童指導委員会」を中心とした学校全体での取組みを通して「早期解決」に努める。そして「いじめ」は絶対に許されない事象であるとの全教職員の共通認識の元、児童の指導に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの種類と態様には、以下のようなものがある。

- A 身体的いじめ ➢軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 危険なことをされたり、させられたりする
- B 言葉のいじめ ➢冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- C 社会的いじめ ➢仲間はずれ、集団による無視をされる 命令する 対人的実験としての「実験いじめ」
- D 物質的いじめ ➢金品をたかられる 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- E 性的いじめ（セクハラ） ➢嫌なことや恥ずかしいこと、相手をいやな気持ちにさせる性的な言動すべて
- F 社会的差別 ➢人種、宗教、家庭等を原因にしたいじめのすべて
- G ネットいじめ ➢パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

【直接的いじめ】 顔をつきあわせたところで起きるいじめ。身体的な暴力、脅し、威圧的な振る舞い等

【間接的いじめ】 第三者が関わっている。噂を広げたり、仲間はずれにしたりすること等、被害者に直接行われなないじめ（被害者が見えないところで行われる場合もある）

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名 称： 「いじめ対策児童指導委員会」
- (2) 構成員： 校長、教頭、首席、生活指導主任、養護教諭、人権教育推進委員
(組織図は 4 ページ)
- (3) 役 割：
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組みの有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

横山小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 家庭訪問での相談窓口の 周知徹底	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	「学校のいじめ防止基本方針」提 示 「(いじめ対策) 児童指導委員会」 開催・いじめ実態把握調査 学級での班編制等における「人間 関係づくり」の推進 「子どもを語る会」研修の実施 相談活動や生活アンケートの結果 分析と検証及び対応
5月	学級内の人間関係づくり 学級のルールづくり	学級内の人間関係づくり 学級のルールづくり	学級内の人間関係づくり 学級のルールづくり	
6月	「話し合い活動」 「生活アンケート」	「生活アンケート」	「生活アンケート」	
7月	保護者向け啓発活動と相 談活動の実施 期末懇談会での相談活動	期末懇談会での相談活動	期末懇談会での相談活動	
8月				児童・保護者の意見を聞き、検証 と対策及び点検 「児童指導委員会」開催・1 学期 の成果と検証を行う。 相談活動に係る教員研修の実施

9月	「教育相談」の周知 人権教育講演会	「教育相談」の周知 人権教育講演会	「教育相談」の周知 人権教育講演会	「児童の変化」の確認（各担任か らの児童指導委員会への報告）
10月	縦割り活動での上級生か らのサポートづくり 生活懇談会での相談活動 「生活アンケート」	縦割り活動での人間関係 づくり 生活懇談会での相談活動 「生活アンケート」	縦割り活動での下級生へ の思いやり活動 生活懇談会での相談活動 「生活アンケート」	児童の主体的活動を通じ、「仲間づ くり」や「いじめのない学校づく り」への意欲を高め、自覚を促す。
11月	学級の「きらり」発表 「教育相談」の実施 保護者向け相談活動実施	学級の「きらり」発表	学級の「きらり」発表	「学校教育自己診断」の実施
12月	人権週間(人権意識啓発 活動及び発表会) 平和集会	人権週間(人権意識啓発 活動及び発表会) 平和集会	人権週間(人権意識啓発 活動及び発表会) 平和集会	人権感覚を高める 「児童指導委員会」開催・2 学期 のいじめ対策の点検。
1月	「教育相談」の周知	「教育相談」の周知	「教育相談」の周知	「児童の変化」の確認（各担任か ら対策委員会への報告）
2月	「話し合い活動」の推進 「生活アンケート」	「話し合い活動」の充実 「生活アンケート」	「話し合い活動」の成果 の確認 「生活アンケート」	「子どもを語る会」研修の実施
3月	記録の整理・進級学年へ の引き継ぎ情報の作成	記録の整理・進級学年へ の引き継ぎ情報の作成	記録の整理・進級学年へ の引き継ぎ情報の作成 小中連携のための連絡会	「児童指導委員会」開催・クラス 替えを踏まえ、いじめに関する情 報の確かな検証と課題の引き継ぎ

5 取組状況の把握と検証（P D C Aサイクルの機能充実）

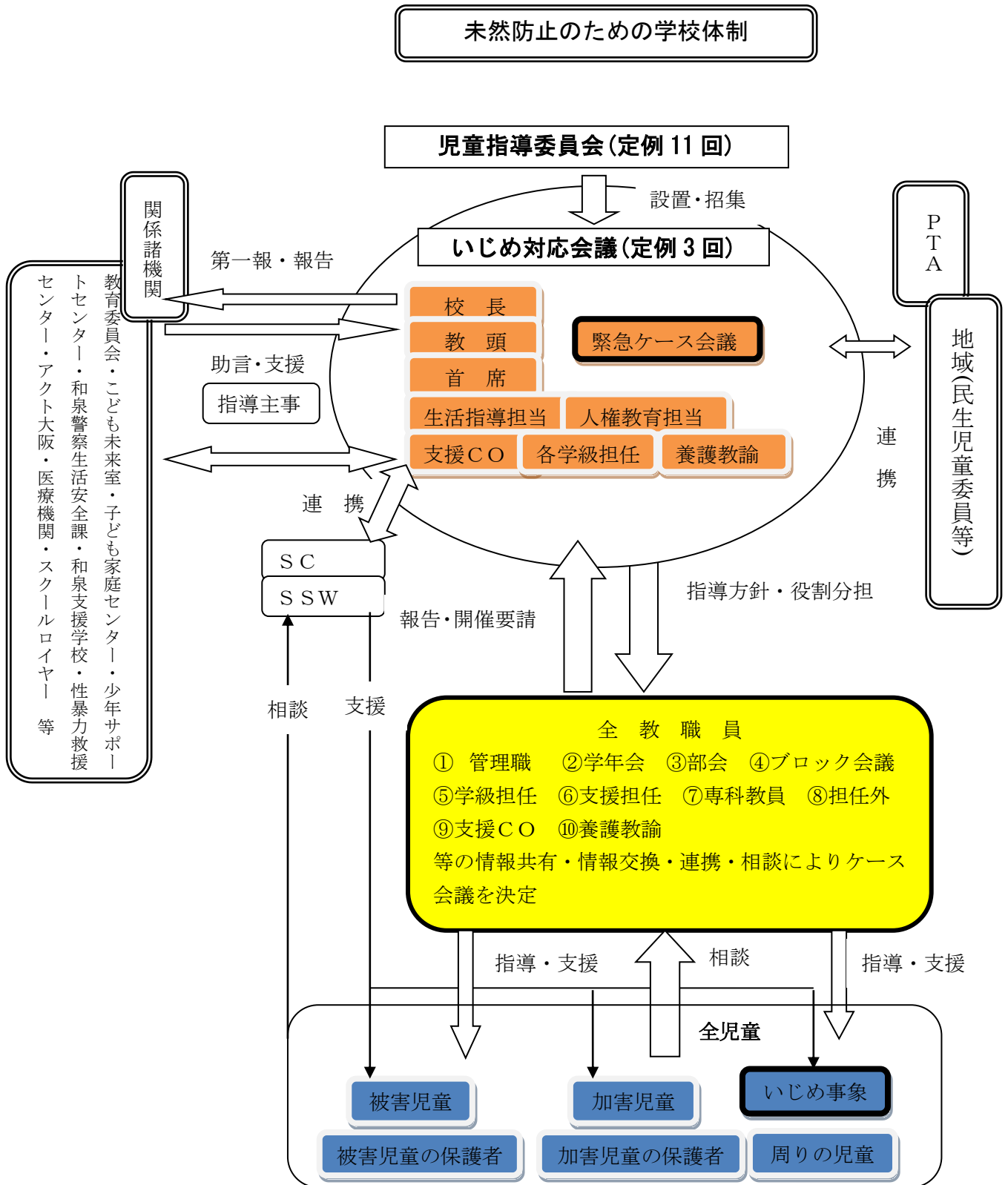
いじめ対策児童指導委員会は、各学期の終わりに年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかの検証を行う。特に、いじめの対処がうまくいかなかったケースがあった場合は、専門機関や専門家の指導の下に検証を行う。また、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。そのために、学校教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育を充実させる。また、読書活動・農業体験等の地域の特性を生かした体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設けて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心の育成と、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度の育成に努める。

2. 本校の「いじめ防止・校内体制」



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、互いに学級経営や授業、児童指導等について尋ねたり相談したりして、常に円滑に情報交換を行える意識の定着を図る。児童に対しては、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりの推進に努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、様々な活動の推進により児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、自己の抱えるストレスとの上手なつきあい方について、事例を交えながら教職員と一緒に考える姿勢を大切にす。
- (4) 分かりやすい授業づくりを進めるために校内研修を行い、教員の資質向上を図る。
- (5) 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために学校行事の際には、児童が主体的に取り組めるよう配慮する。また、日々の係活動や委員会活動を児童が企画し取り組めるようにする。
- (6) ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメントを学ぶ活動を取り入れ、ストレスへの対処力を高める。特に、低学年の児童には遊びやゲームを通じた体験活動においてストレスへの対処力を高めるよう努める。
- (7) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、日常気になることがあった場面で管理職が教職員に伝えるようにする。また、気になることを教職員が見聞きした場合は、即座に管理職に伝えるようにする。
- (8) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、各教科・道徳・特別活動等、学校教育活動全体を通じ、自分の意見や考えを公表し、みんなで共有したり認め合ったりする体験を重ねる。また、教職員はありのままの児童を受け入れ、理解した上で対応を考え、協働して指導に当たらなければならない。
- (9) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、教職員が、道徳資料や人権教育資料を活用した授業を行う。また、いじめに関わるDVD資料などを学年単位

で鑑賞することにも努める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、教職員が常日頃より児童の様子に気を配る。また、情報収集のための適切な措置を講じる。特に、いじめ事象は大人の目につきにくい事が多いため、ささいなことについてもいじめが隠されていないか、細心の注意を持って情報収集に努める。

教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するために、定期的に学年会や生活生指部の会議を持ち、職員会議で教職員全員に伝え情報を共有する。また、日常的に気になる児童について適宜情報共有する場を設定する

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを各学期に一回実施すると共に定期的な教育相談として各学期に一回カウンセリング週間を設ける。日常の観察として、教職員が気のついたことは毎週水曜日の職員朝礼において情報を共有するが、急を要する場合は早急に管理職に報告する。児童との些細な会話からも情報を収集し、日常的に意識するよう努める。また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を積極的に活用し、集団全体と個々の様子について常に把握するよう努める。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、担任をはじめ学校としての窓口を保護者に知らせる。また緊急対応が必要な場合を想定して、管理職の連絡先を知らせる。また担任は、気になる児童には日常的に保護者との連絡を密に取り、早期対応に努める。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、大阪府・和泉市の相談機関の連絡先の周知と、校区担当のスクールカウンセラーとの連携を深める。また、担任・養護教諭・管理職が良き相談者となるよう努めるとともに、特に管理職は自ら配慮の必要な児童や保護者を日常より把握することが重要で、臨機応変に相談に応じられるよう心がける。
- (4) 学校便り・学年便り・学級便りにより、相談体制および相談窓口を広く周知する。学校自己診断により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては細心の注意を払う。情報の保管については、特定された個人が責任を持って管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

- ・まず被害者を現状より救うことを考える。
- ・情報収集の正確さに努める。
- ・組織的に対応する。
- ・場合によっては、関係機関との連携を図る。
- ・日常は、予防を常に考える。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめ「早期発見・事案対処マニュアル」に基づいて対応する。
- ・被害者を守ることを優先する。
- ・組織的に被害者（保護者）、加害者、関係者、傍観者より情報を収集する。
- ・緊急に職員会議を持ち、情報を共有すると共に教職員からも情報を収集する。
- ・いじめ対策児童指導委員会において緊急対応を決める。

○問題行動を以下のように5つのレベルに分け、状況や基本的対応について、全教職員の共通理解を図る。また、あらかじめ児童や保護者に知らせ、理解や協力を得る。

レベルⅠ…言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振り舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髮違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等

※ 同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅡの対応を行うこととする。

→ 管理職と生活指導担当に報告し担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル担任・学年団で対応し、解決を図るかSC、SSWとの連携を図る。

レベルⅡ…仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊（落書きを含む）、授業をさぼって校内でたむろする 等

※ いじめは、「力の不均衡」「繰り返される行動」「意図的な行動」「不公平な影響」という要素を総合的に見て、レベルを判断する。

※ その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※ 同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅢの対応を行うこととする。

→ 管理職・生活指導担当・生活生指部を含めた学校全体で共通理解を図り、指導改善を行うレベル担任・学年団とともに、管理職、生活指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。和泉市教育委員会に支援を要請する。

レベルⅢ…暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力に当たらないもの）、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等

※ その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※ 同様の行為を繰り返す場合、レベルⅣの対応を行うこととする。

→和泉警察署や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。和泉市教育委員会・大阪府に支援を要請する。

レベルⅣ…重い暴力、傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等

※ その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合

※ 被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護、加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※ 同様の行為を繰り返す場合、レベルⅤの対応を行うこととする。

→和泉市教育委員会の指導の下、和泉警察署等の関係機関と連携し校外での指導を含めた対応を行うレベル

学校が和泉市教育委員会に相談し、関係機関と連携した指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅤ…極めて重い暴力。傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗（未遂を含む） 等

※ その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

→学校・和泉市教育委員会から、和泉警察署・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

和泉市教育委員会が主導で、和泉警察署・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

【留意事項】

- 対応は、和泉市教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、和泉市教育委員会に連絡し、助言を受ける。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童間暴力・対教師暴力等は、上記の流れに従い、レベルⅢ以上に位置付け、和泉警察署等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・まず、絶対にいじめを止めることを児童・保護者に伝え、安心感を持たせる。
- ・学校として、今後の対応・取組みを児童・保護者の理解を得て進める。
- ・児童・保護者の思いにそった形で加害者の謝罪も含めた話し合いを持つ。
- ・必要に応じて、教育委員会・子ども未来室・子ども家庭センター等と連携協力する。
- ・いじめが重篤な場合は、サポートセンターや警察との連携も視野に入れる。

- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ・まず、いじめは許すことのできないことであることを認識させる。
 - ・被害者がどのように傷ついているかを認識させる。
 - ・なぜいじめを引き起こしたのか加害者の背景にある心の傷にも理解を深め、その上で、いじめた児童・保護者が、心から謝罪するよう指導する。
 - ・いじめを繰り返すことのないよう、関係機関と連携をしながら、加害児童のケアにあたる

- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・観衆や傍観者は、いじめを助長したり、抑えたりする重要な存在であることを認識させる。
 - ・いじめられている側にも問題があるという受け止めは許されないことを認識させる。
 - ・相手の気持ちや立場を思いやる心を育むよう努める。

- 6 ネット上のいじめへの対応
 - ・学校では、携帯電話等の持ち込みは禁止されているので、各家庭において、児童がいじめ等の被害を受けていることを学校が把握するのは困難であるが、保護者との連携や定期的なアンケートや相談週間の中で、ネットによるいじめがないか調査する。
 - ・問題のあるネットへの書き込みが発覚した場合は、早急に削除の手続きをとる。
 - ・予防のために、フィルタリングやルールの必要性を児童・保護者に周知し、ネットのマナーを徹底させる。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、LINE、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。保護者、善意の第三者による情報提供に対して常に注意をほらう。

第5章 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、和泉市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 和泉市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を作る
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 「生命、心身または財産に重大な被害」
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間

- ・年間 30 日を目安とする。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

第 6 章 その他

少子化が進み、本校では、全学年 1 クラスとなっている。児童は小学校・中学校と 9 年間大きな人間関係の変化が望めない。特に、弱い立場、強い立場という力関係が継続する中では、いじめ（いやがらせ）というものが日常的に行われている可能性があり、見えにくい場合が多いと考えられる。だからこそ、いじめの早期発見については、家庭・地域をも含めた情報収集・情報共有が必要であり、対応についても道德教育・人権教育を中心に据えた取組みが肝要と考えられる。